

法医学と検死

死因究明2法の施行と人骨問題

2014. 7. 20 人骨発見25周年記念集会
「人骨問題の過去・現在・未来」

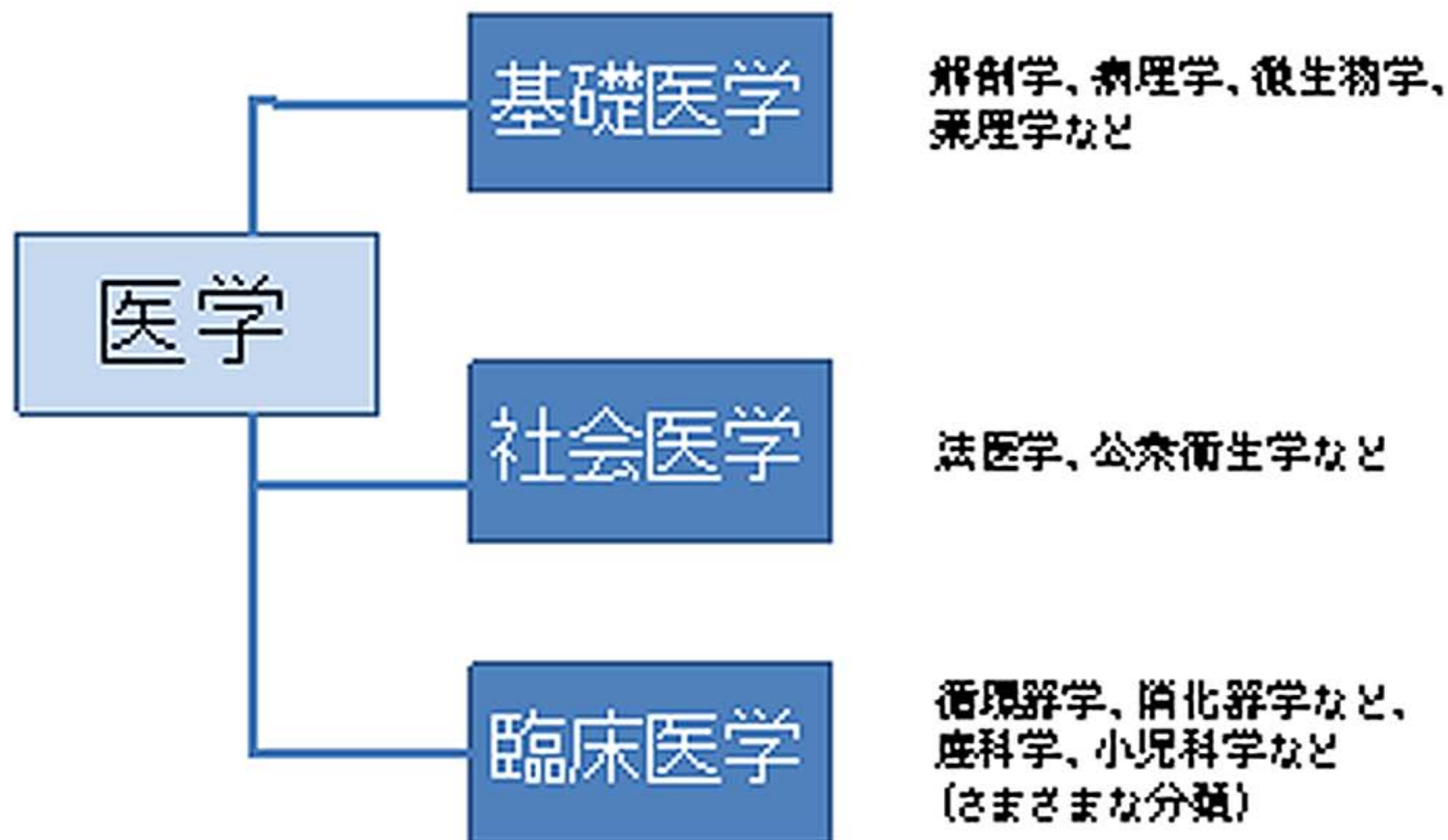


千葉大学大学院
医学研究院
法医学教室
石原憲治

法医学とは

法医学とは、医学的解明助言を必要とする法律上の案件、事項について、科学的で公正な医学的判断を下すことによって、個人の基本的人権の擁護、社会の安全、福祉の維持に寄与することを目的とする医学である。

(1982年 日本法医学学会教育委員会報告)



【法医学教育研究センター概要 法医学診断基幹6部門】



●法医学診断基幹6部門の設置とそれによる教育、研究の
強化

- 法医学者としてのスキルアップモデルの形質
- 学内での各科連携
- 学外協賛院との連携



教育

研究

法医学
教育

法医学教育
センター

法医学診断基幹6部門
による研究

法医学
教育

法医学教育
センター

法医学診断基幹6部門
による研究

法医学
教育

法医学教育
センター

法医学診断基幹6部門
による研究

法医学
教育

法医学教育
センター

法医学診断基幹6部門
による研究

法医学
教育

法医学教育
センター

法医学診断基幹6部門
による研究

法医学
教育

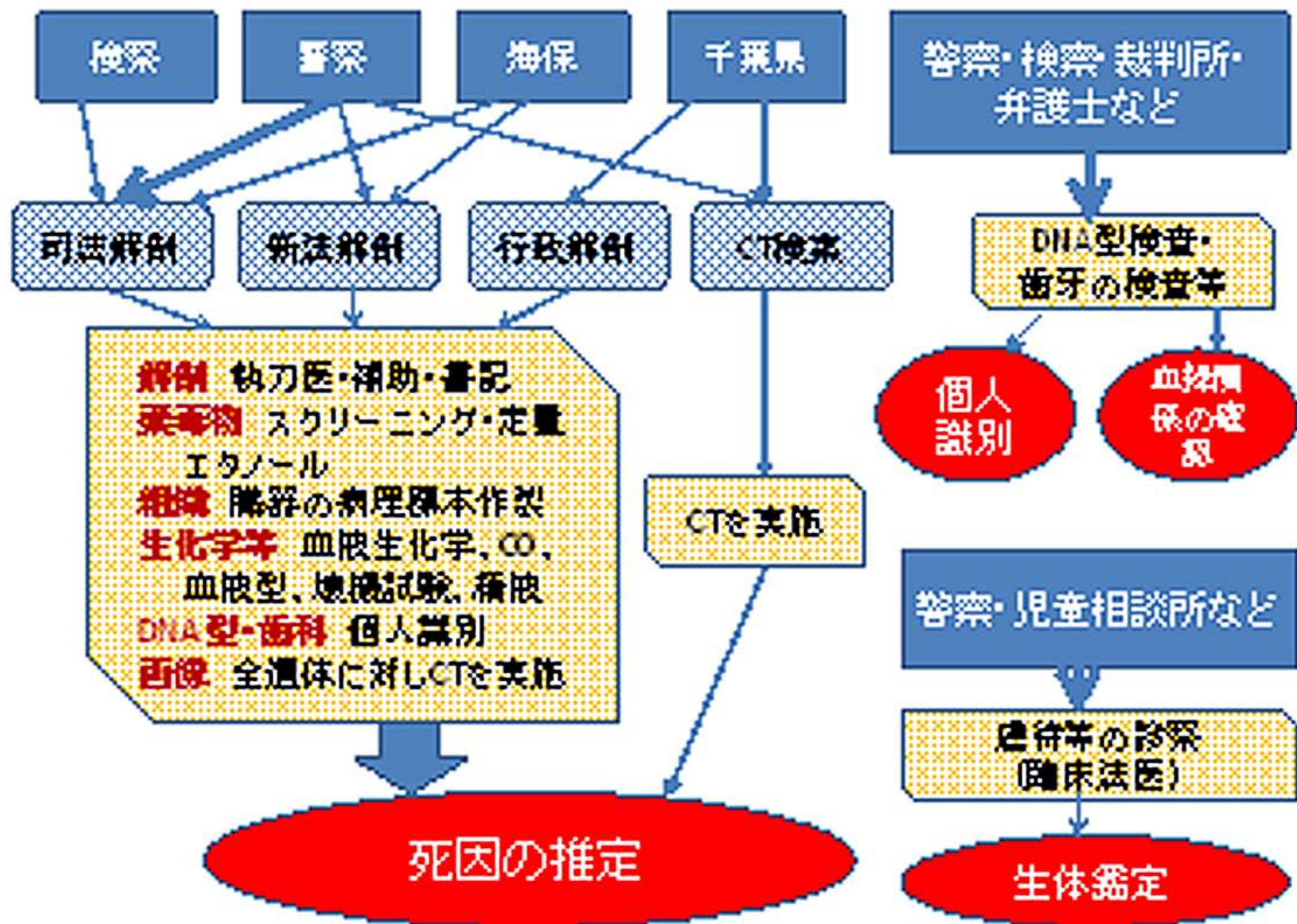
法医学教育
センター

法医学診断基幹6部門
による研究

・ス・エ・メ・ス・リ・ニ・チ・ヨ・ク

解剖の種類

- **司法解剖** 刑訴法に基づく。主に大学の法医学教室で実施。警察、検察、海保などの嘱託による。
- **行政解剖** 狭義では死体解剖保存法第8条に基づく。監察医解剖。東京は東京都監察医務院、大阪、神戸は監察医事務所で実施。横浜は個人医院で実施。広義では、次項の承諾解剖、新法解剖を含む。
- **承諾解剖** 死体解剖保存法第7条に基づく。準行政解剖ともいう。大学法医学教室で実施。
- **新法解剖** 死因・身元調査法に基づく解剖。死因・調査解剖ともいう。
- 以上4つの解剖を合わせ、**法医学解剖**という。
- 他に、**病理解剖**、**正常(系統)解剖**がある。



2法制定に至るまで

PART 1

2004年

「検視・検察・司法解剖等に関する質問主意書」

2005年

「大規模災害時等の際の身元確認業務及び死因究明に関する質問主意書」・民主党死因究明VX設置

2006年

党内議論続行、国会（予算委・法務委）での質問も

2007年

旧2法案を議員立法で提出、時津風御屋事件起こる

2008年

衆法務委で死因究明に関する提言を出す

2009年

法医学会の提言、自公議連提言、政権交代

2010年

警察庁の「死因究明利便在り方研究会」議論開始

議論を通じ見えてきたこと

変死と異状死／刑訴法上の検視と死体見分／検視・検死・検屍など用語の不明確さ／事件性の有無をどう決めるか／司法解剖と行政解剖(監察医解剖と承諾解剖)／だれが死因を決めるか(警察か医師か法廷か)／死因統計の不確実さ／医療関連死をどう扱うか(医師法21条問題)／検案料・検案書作成料

わが国の死因究明制度の貧弱さ

解剖率は先進国最低／法医学者も少ない／警察などの検視体制もおそまつ／監察医の有無など地方間格差も大きい



犯罪や事故の見逃しが多発

相次ぐ保険金殺人／パロマガス湯沸かし器の事故／労働災害／民事上の困難も／遺族への配慮も不足

パロマガス湯沸かし器事件とは

1985年から、確定しているだけでも21名が死亡。

1989年、北見のアパートで2人死亡、同じ部屋で4か月前にも青年が死亡。死因は心不全による水死。

1996年、東京都港区で死亡事故。監察医務院で解剖を実施。高濃度の一酸化炭素を検出。

2006年、港区の遺族が再捜査を要求。

2007年、パロマ前会長らを業務上過失致死罪で起訴。

2010年、東京地裁で有罪判決。

結局、当時は製造物責任の問題が中心で、死因究明の問題にはならず。

しかし、当初から死因究明が的確に行われていれば、少なくとも20名の命は助かったはず。

07 法案の内容

死因究明には、①死体の周辺調査
②死体の医学的検査 の両輪が必要

①「非自然死体の死因の究明の適正な実施に関する法律案」

- 目的：公衆衛生、死者及びその遺族等の権利利益の擁護、公共の安全と秩序の維持
- 死因究明を警察庁の所掌事務にし、死因調査を警察に一元化
- 各都道府県警察に調査専門職員を置く
- 遺族への配慮と情報の開示を規定
- 診療行為関連死は別の法律に委任

②「法医学研究所設置法案」

- 検案・解剖など法医学的調査のための専門機関を国(内閣府)に設置
- 各都道府県に支庁を置く
- 現在の監察医制度は発展的に解消

検視見直し2法案
警察に死因調査を一元化
法医学研究所設置法案

項目	検視見直し2法案	警察に死因調査を一元化	法医学研究所設置法案
目的	公衆衛生、死者及びその遺族等の権利利益の擁護、公共の安全と秩序の維持	死因究明を警察庁の所掌事務にし、死因調査を警察に一元化	検案・解剖など法医学的調査のための専門機関を国(内閣府)に設置
調査機関	警察に調査専門職員を置く	各都道府県警察に調査専門職員を置く	各都道府県に支庁を置く
調査内容	死体の周辺調査、死体の医学的検査	死体の周辺調査、死体の医学的検査	検案・解剖など法医学的調査
関係機関	警察庁、各都道府県警察	警察庁、各都道府県警察	内閣府、各都道府県

時津風部屋力士暴力死事件とは

- ・ 2007年6月26日、愛知県犬山市で力士が稽古中に心停止。
 - ・ 犬山警察も検視官(刑事調査官)の臨場はなく、所轄の警察官が取扱う。
 - ・ 犬山病院でCTを撮るも、警察は死因を虚血性心疾患とし、事件性なしと判断。
 - ・ 28日、遺族が不審に思い、新潟大学で行政(承諾)解剖を実施。死因は「外傷性ショック」。
 - ・ 2008年2月、前親方と兄弟子3名を逮捕。
- ? この事件によって、わが国の死因究明制度の貧弱さが再認識される。

2法制定に至るまで **PART 2**

2010年9月

細川律夫、厚生労働大臣に就任

2011年1月

自公、「死因究明推進法案」を提出

2011年3月

東日本大震災で身元確認の重要性再認識される

2011年4月

警察庁死因究明制度研究会、最終とりまとめ公表

2011年11月

民主党内に「死因究明プロジェクトチーム」設置

2012年3月

2法案に関し民自公3党協議(4月に法案固まる)

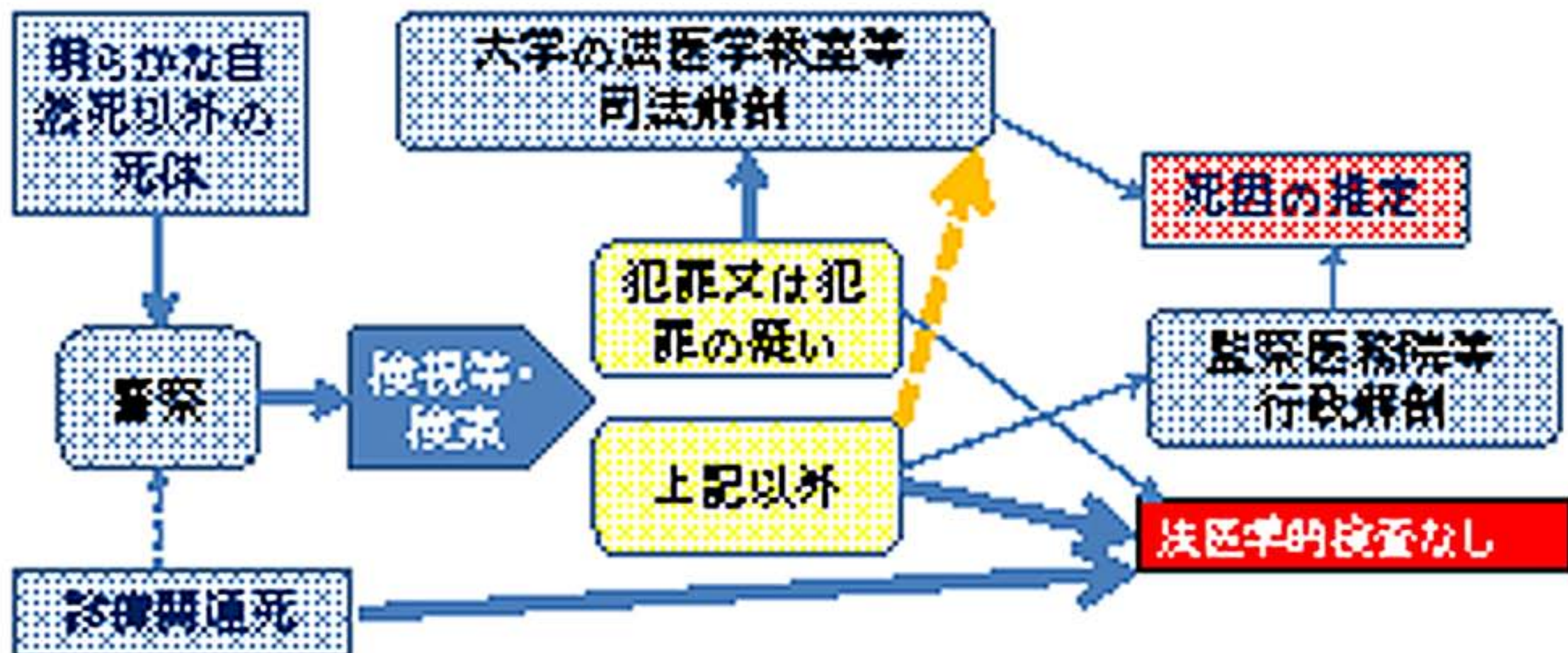
2012年6月

死因究明等推進法、死因・身元調査法の2法成立

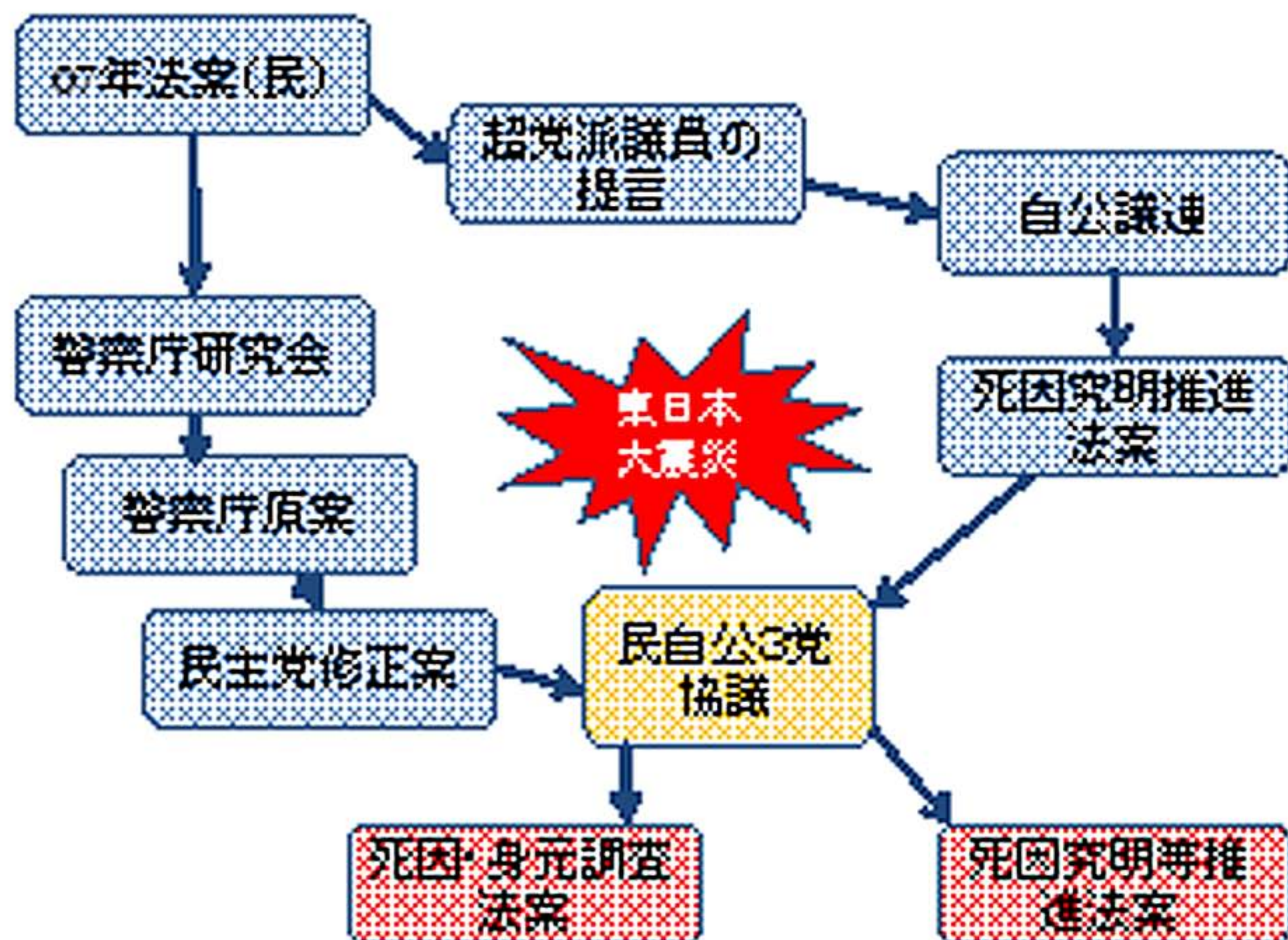
わが国の検死制度

平成24年	日本	東京都	千葉県
人口	1億2500万	1320万	620万
死亡者数	125.6万	11.0万	5.2万
法医学解剖数	20000	3900	400
解剖率/死亡者数	1.6%	3.5%	0.7%

- ・届出死体を法定していない・解剖の要否は警察(捜査機関)が判断
- ・複雑な解剖の種類・激しい地域格差と低い解剖率



2法案制定の流れ



死因・身元調査法の内容 (2013. 4施行)

- **名称** 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
- **法の対象** 警察取扱い死体のうち、犯罪死体、変死体以外の死体
(ただし、医療関連死体は法令による届出があった死体)
- **死体発見時の調査**

死体の状況の調査、関係者からの聴取、
医師・歯科医師の立会い、歯科医師による
歯牙の調査

- **検査・解剖**

医師による乗毒物検査、死亡時画像診断
簡易な検査は警察官にも認める
法医学の専門家の意見を聴き、必要があ
るとき、遺族に説明した上で承諾を得ることなく解剖(大学等に委託)

- **身元を明らかにするための措置**

医師又は歯科医師により血液、歯牙等の採取 軽微な措置は警察官も

- **その他** 人材育成、財政上の措置



民主党死因究明PT

死因究明等推進法の内容 (2012.9施行)

・ 目的

死因究明・身元確認の推進について施策の基本事項を定め、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的・計画的に推進すること

・ 基本理念

死者および遺族の権利利益(私権)、犯罪か否かの判別、公衆衛生など(公益)の両面から規定

・ 基本方針

- ① 死因究明を行う専門的機関の全国的整備
- ② 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- ④ 薬毒物検査、死亡時画像診断等の活用
- ⑤ DNA検査、歯牙の調査等の充実、データベースの整備
- ⑥ 情報処理の活用及び遺族に対する説明の促進

・ 推進計画と推進会議

内閣府長官を長とする推進会議を置き、2年以内に推進計画の案を作成する。

期間2年の時間立法のため、2014年9月失効。現在自公が死因究明等基本法を衆議院に提出中。



法医学者の様子(参議院内閣委)

死因究明推進計画

- 推進計画検討会で専門家による検討を経て、今年6月13日に閣議決定。
- 必ずしも、法医学会の意向が反映されてはいない。(政治の指導性の不足と縦割り行政)
- 政府は施策の管理・調整体制を築き、具体的施策は地方協議会を開催し、そこで決定。
- 最も喫緊の課題である専門的機関の整備がうまくいくかは不安。
- 身元関係では、DNAや歯科情報のデータベース化が盛り込まれているが実現は不確定。

死因・身元調査法施行1年のまとめ

- ・総数としては、司法とその他(監察医・承諾)の減った分が新法に回ったとも言えるが、地域によって差が大きい。
- ・他の解剖と新法解剖の増減を単純に県ごとに比較すると・・・。
 - パターン1 司法が新法に置き換わった地域 東京など
 - パターン2 その他が司法と新法に置き換わった地域 神奈川
 - パターン3 単に司法が減った地域 北海道・京都・熊本
 - パターン4 従来解剖してなかったものを新法でやっていると推測される地域
青森・愛知・滋賀・奈良・香川・福岡・沖縄など
 - パターン5 監察医制度との微妙な関係が推測できる地域 大阪・兵庫
- ・当初期待された地域格差の解消にはむしろ逆行している。
- ・画像への対応を含め県警ごとの対応に大きな差異が見られる。
- ・どのような死体を新法にするか、CTを撮るか、一定の基準があるべき。
- ・将来的には複雑な解剖制度を一元化すべき。

死体取扱数・解剖統計等（H25・H24の比較・抜粋）

H25 府県	死体取扱数			司法解剖			病死	その他解剖			解剖数合計			隠体数 25年
	25年	24年	増減	25年	24年	増減		25年	24年	増減	25年	24年	増減	
北海道	7,228	7,867	-144	412	544	-132	5	2	3	-1	419	547	-128	456
青森	2,117	2,201	-84	208	165	43	18	6	10	-4	227	175	52	88
岩手	1,912	1,919	-7	116	128	-12	11	1	1	0	128	129	-1	85
宮城	2,708	2,841	-133	296	337	-41	4	60	55	5	360	392	-32	170
福島	2,848	3,039	-196	177	168	9	9	5	16	-11	191	184	7	1,081
東京	20,561	21,007	-446	269	372	-103	108	3,081	3,448	-367	3,458	3,820	-362	0
千葉	7,619	8,158	-539	344	336	8	10	9	6	3	368	342	21	179
神奈川	12,725	13,238	-558	557	332	175	477	3,214	4,238	-919	4,248	4,615	-267	0
新潟	7,419	7,406	13	240	184	56	68	11	3	3	314	192	122	287
長野	1,576	1,539	-37	103	74	29	10	1	3	-2	119	77	42	27
京都	2,938	3,145	-157	133	249	-61	6	12	10	2	206	259	-53	419
大阪	12,828	13,004	-111	539	537	2	39	1,220	1,167	53	1,728	1,704	24	38
兵庫	7,041	7,405	-364	322	269	53	195	1,177	1,280	-53	1,624	1,499	195	45
奈良	1,310	1,765	-455	163	113	50	16	3	14	-11	182	127	55	1
岡山	2,362	2,258	104	153	137	16	2	43	60	-12	208	197	6	195
香川	1,529	1,358	171	133	111	22	19	1	3	-2	158	114	44	90
福岡	5,352	5,932	-180	305	285	20	40	11	7	4	356	292	64	105
熊本	2,374	2,602	-228	34	139	-55	17	7	19	-12	108	158	-50	358
沖縄	1,753	1,712	41	324	297	27	29	74	62	12	427	359	68	154
全国計	169,047	173,333	-4,286	3,356	3,520	-164	1,413	9,262	10,693	-1,436	12,036	12,213	-182	6,246

- ・警察庁公表の2年間の統計に基づき再構成したもので、原資料の数字は府県毎検査第一線に報告があったもの。
- ・交通関係、東日本大震災による死者を除く。
- ・「病死解剖」とは、死因・身元調査後に基づき解剖、「その他解剖」とは、監察医解剖、本葬解剖を言う。
- ・隠体数は、公費負担による検定（監察医解剖を除く）を計上したもので、4月～12月のみ。

新法と人骨問題

- ・死因・身元調査法は、警察の判断による死因調査。警察が必要性を認めないと適用されない。
- ・本来は犯罪の可能性の低い死体に関する立法だが、警察は犯罪性ゼロと判断すると対応しない傾向が強い。
- ・犯罪の可能性を否定できない場合でも、警察はその立証が困難であると考え、捜査着手をためらいがちである。
- ・特に、戦後処理の案件（例えば強制連行、強制労働）に関しては省庁を問わず行政の対応は鈍い。
- ・しかし、死因・身元調査法は将来に向け、大きな意義と潜在的な利用可能性がある。

人骨の身元調査の可能性

- ・法医学の立場からは、対照資料があれば当該の人骨について個人識別できる可能性がある。
- ・スーパーインポーズ法で、写真と現状で存在する資料との突き合わせを行う。
- ・一致する可能性があれば、人骨とご遺族のDNA型検査を行う。骨でも保存状態が良ければ、費用はかかるが判定は可能。
- ・だれが主体となって鑑定を依頼し、だれがその費用を負担するか。その筋道をつけることが不可欠。



抽出器とクリーンベンチ